



令和7年3月1日からIHCでは

**犯罪実行者募集情報を「違法情報」として  
通報を受け付けています。**

いわゆる**闇バイト**投稿

**IHCの運用ガイドラインを改定しました!**

※ IHC: インターネット・ホットラインセンター (Internet Hotline Center)



次のような投稿は、**違法情報**（**職業安定法違反等**）として、  
IHCへの通報対象となります。

## 犯罪実行者募集情報



公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に  
就かせる目的での労働者の募集

「闇バイト」「ホワイト案件」「叩き」「受け子」  
「出し子」「運びの仕事」等、犯罪の実行者募集を  
示唆する表現が記載された投稿



虚偽に当たる又は誤解を生じさせる  
ような労働者募集の表示

募集者の氏名（名称）、住所、連絡先、業務内容、  
就業場所、賃金について記載のない求人の投稿



今回の改訂では、次の情報も違法情報として新たに通報対象に追加されました。

- 無登録貸金業者による広告（いわゆる「ヤミ金」の広告）
- 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為



インターネット・  
ホットラインセンター  
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

<https://www.internethotline.jp>



**サイバーセンター公式「X」(旧Twitter)**

兵庫県警察サイバーセンターではX（旧Twitter）で、サイバー犯罪や  
サイバーセキュリティの情報をいち早くお届けしています。

[https://x.com/HPP\\_c3division](https://x.com/HPP_c3division)

